

第2回

食品表示一元化検討会

平成23年10月25日（火）

午後3時00分 開会

○池戸座長 それでは、時間になり、今日お集まり予定の委員の皆様方も全員お揃いですので、ただ今から第2回食品表示一元化検討会を開催したいと思います。

皆さん、本当にお疲れさまでございます。

それで、今日の出席の状況でございますが、手島委員と堀江委員からご欠席とのご連絡をいただいております。

第1回の検討会が先月の30日に開催されましたけれども、初回ということで、皆様方からこの検討会についての全般的なご意見をいただきました。さまざまな貴重なご意見を頂戴しております。ありがとうございます。

内容としては、全体的な表示のあり方につきまして、たとえば表示の理念でありますとか、それから国際的視点の重要性とか、法の適用範囲とか運用、用語の定義についてもご意見をいただきました。さらには、栄養表示などの個別の表示の内容についてもご意見をいただきました。それから、この検討会の進め方というのでしょうか、一部ご心配の委員もおられまして、そういうご意見もいただいております。

それで、今申しましたようなご意見の中で、食品表示が複雑でわかりにくいのではないかということ、それから消費者にとって必要な表示事項というのとは何かというのを考えて、表示事項の優先順位を決めるべきであるというようなご意見も多かったかと思っておりますので、事務局ともご相談させていただいた上で、本日の議題をその議事次第にも書いてございますが、「食品表示の機能・目的について」と、それから「わかりやすい食品表示の在り方について」ということにさせていただいた次第です。

そこで、この進め方ですけれども、まず事務局から資料を説明していただいて、その上で議論を進めていくというやり方をとらせていただきたいと思います。

なお、本日は17時に終了するという予定になっております。円滑な議事の進行に、ぜひともご協力のほどよろしく願いしたいと思っております。

それでは、ここでカメラの方につきましては、ご退席をお願いしたいと思います。報道関係の方も座席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

(報道陣退席、移動)

○池戸座長 議事に入る前に、まず前回の検討会において中村委員のほうからご質問が出ておりました。コンニャクの凝固剤のことだったと思っておりますけれども、これにつきまして、事務局のほうからまずご回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○平山企画官 私のほうからご回答申し上げます。

前回の検討会で中村委員から、表示のルールではコンニャク凝固剤という用語がなかったんじゃないかというご質問をいただきました。

基本的なルールでございますけれども、食品添加物は原則としてその物質名を表示することになっております。ただ、その物質名、いわゆる化学名でございますけれども、それをそのまま載せてしまうと非常に一般の方にとってはわかりにくいということがござ

いますので、たとえばその添加物の品名なり、あと簡略名といったものを定めて、それを表示として使うということとなっております。

前回の資料でお示しした中では、「コンニャク用凝固剤（水酸化カルシウム）」という記載があったところでございます。確かに「コンニャク用凝固剤」というのは、そのルール上では示されておられませんけれども、物質名、水酸化カルシウムという表記がされているということでございますので、その点では問題ないということでございます。

「コンニャク用凝固剤」につきましては、繰り返しになりますけれども、消費者の方にわかりやすく表示するという意味で、事業者の方が任意で付しているということで、それについても特段ルール上は問題ないというふうに考えてございます。

なお、そういったわかりやすい表示をつけていただくのは非常によろしいんですけれども、消費者の方に誤解を与えるような名称は使わないようにしていただくということが必要かと思えます。

簡単でございますけれども、ご回答申し上げます。

○池戸座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

また、貴重なご質問で、恐縮でございます。

それでは、続きまして事務局からの資料の確認をお願いしたいと思います。

○平山企画官 続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

本日の議事次第にございますように、資料は2種類お配りしてございます。

資料1が、第2回の食品表示一元化検討会資料、横長の資料でございます。それから、資料2といたしまして、今後のスケジュール（案）という縦長の1枚紙でございます。ご確認のほどよろしくお願いたします。よろしゅうございましょうか。議論の途中でも、落丁などございましたら、その旨お申しつけいただければと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

○池戸座長 ということで、よろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

議事次第の2のところに当たりますが、本日は、第2回、先ほどご説明した資料の中で、第2回食品表示一元化検討会資料に沿いまして、「食品表示の機能・目的」についてと、それから「わかりやすい食品表示の在り方」についての2つの議題について、まず事務局側からご説明いただきまして、その上で委員の皆様方にご議論をしていただくという予定でございます。

それでは、まず事務局より、食品表示の機能・目的についてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○平山企画官 では、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

資料1、第2回食品表示一元化検討会資料をおあけいただきたいと思います。

1枚おめぐりいただきますと、目次となっております。Ⅰ「食品表示の目的・機能」、Ⅱ「わかりやすい食品表示のあり方」ということで、資料を用意させていただきました。

さらに、1枚おめくりいただきますと、Iとして食品表示の目的・機能と、さらに1枚おめくりいただきますと2ページでございます。ここは、それぞれ表示に関する制度の沿革を整理させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目、JAS法でございます。

JAS法でございますけれども、そこでございますように昭和25年に法律ができております。ただ、このときはJAS規格の部分だけの制度でございます。これに基づいてJASマークを添付するという制度でございます。そのときの法律の目的は、そこでございますように、適正な規格の制度普及というものによる農林物資の品質の向上、それから生産の合理化、取引の単純公正化、あと使用または消費の合理化といったものが目的でございます。

昭和45年になりまして、JAS法を見直しまして、今ございます品質表示基準制度というものができております。当時は、まだJAS規格制定品目に対象は限定されておりました。この際、法律の目的に農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の選択に資するという目的を追加したわけでございます。

翌年、その新しいJAS法に基づきまして、最初の品質表示基準ができました。果実飲料、炭酸飲料、この2本でございます。その後、順次追加されていったということでございます。

平成6年には、製造年月日表示を改めて、現在の期限表示を導入したということでございます。

それから平成11年、ここは、JAS法自体を見直しまして、全ての飲食料品に品質表示を義務づけたということがございます。それに基づいて、翌年、平成12年、横断的な品質表示基準、今もございますけれども、生鮮食品、それと加工食品、この2本の横断的な品質表示基準をつくったわけでございます。

さらに、翌年、平成13年、ここになりますと遺伝子組換え食品に係る表示を義務づけております。

平成15年になりますと、その当時、JAS法では賞味期限、食品衛生法では品質保持期限というものを用語として使っておったんですけれども、同一の概念でございますので、賞味期限に統一し、今に至っているわけでございます。

それから平成17年、20食品群についてでございますけれども、原料原産地表示の義務づけをしたということでございます。

それから、平成20年になりますと、今度は、業務用の生鮮食品、加工食品についても表示を義務づけて現在に至っております。

1枚おめくりいただきますと、ここは、食品衛生法、これについて簡単に沿革をまとめてございます。

食品衛生法ができたのは昭和22年でございます。まさにその当時の公衆衛生の見地というところから、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の表示を禁止する。さらには、

公衆衛生の見地から必要な部分については、一定の表示を義務づけするという目的の食品衛生法ができたわけでございます。法の目的でございますけれども、その括弧書きでございますが、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するというところでございました。

次の年に、表示を行う食品、それと表示する事項について、省令に細かいルールが定められたということでございます。

やや時代が下って昭和44年になりまして、それまで、いわゆる個別列挙、対象品目を決めておったんですけれども、容器包装に入れられた加工食品については、全て名称、製造所の所在地、製造者氏名、あとは一定の添加物を含む旨の表示を義務づけたと、全ての容器包装に入れられた加工食品について義務づけたということでございます。

さらに、時代が下りまして平成元年になりますと、それまで一定の添加物だったんですけれども、全ての添加物について表示を義務づけたということでございます。

それから、平成7年になりますと、「製造年月日」から期限表示ということで「消費期限」あるいは「品質保持期限」といったものに改正がされております。

平成13年になりますと、遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品というものの表示を義務づけております。

平成15年になりますと、食品衛生法自体を改正いたしまして、法律の目的に「国民の健康の保護」というものを追加してございます。下の括弧書きにございますけれども、まずは食品の安全性の確保というもののために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図るというふうに、法律の目的が改められたところでございます。

法律自体といたしましては、農薬の残留規制の強化、ポジティブリスト制というふうに言っておりますけれども、そういった新しい制度を取り込んでいるところでございます。

さらに、その同じ年でございますけれども、「賞味期限」と「品質保持期限」を「賞味期限」に統一したということでございます。

さらに、1枚おめくりいただきますと、ここは健康増進法に基づく表示制度の経緯でございます。

健康増進法、前身が栄養改善法というものでございました。これは、昭和27年に成立いたしましたして、国民栄養調査とか、あと栄養指導員、それから特殊栄養食品制度といったものを創設してございます。

一番最初の行に、特別用途表示、特別用途食品というのが書いてございますが、これはその後に出てくる特殊栄養食品と同じものですので、訂正して削除していただければと思います。

特殊栄養食品というもので2種類ございました。その中に、栄養成分の補給ができる食品、それと乳児用、幼児用、あと病者用の特別の用途の食品というものが2つ制度として設けられました。

時代を大分下るんですが、平成3年になりまして、いわゆる特保、特定保健用食品制度と、現在の特別用途食品というものができました。特殊栄養食品を2つに分けまして、先ほどの②の部分については特別用途食品といたしました。このうちに特定保健用食品がございいます。

それから、先ほどの①につきましては、栄養強化食品というふうに変更してございいます。

平成7年になりますと栄養表示基準制度というものが設けられまして、その際、特殊栄養食品という概念は廃止されてございいます。栄養強化食品につきましては、栄養表示基準に基づく自己認証と、それまでは許可が要ったんですが、それが、許可が不要ということになりました。

さらに、平成13年になりますと、栄養機能食品、いわゆるビタミンとかミネラルを補給するといった目的の食品の表示に関する基準をつくりました。

平成14年になりまして、栄養改善法、これが改められ健康増進法というものに生まれかわってございいます。その当時の法律の目的でございいますが、「国民の栄養の改善その他国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図る」という目的を持ってございいます。現在ありますように特別用途表示なり栄養表示基準についての規定を設けたところでございいます。

翌年、平成15年になりますと、誇大表示の禁止というもの、近年インターネットが普及してございいますので、そういった観点から誇大表示の禁止を追加したというところでございいます。

1枚おめくりいただきますと、これはちょっとご参考ですけれども、今の現行法令に基づいて表示がどうなっているかということで、左のほうに用例がございいます。右のほうに主な表示事項についての説明をさせていただいてございいます。これは今回の議論の参考のためにご活用いただければと思います。

1枚おめくりいただきますと、現行の食品表示の機能・役割は何だろうかというものを簡単にまとめさせていただいております。4点ほどあるのではないかと考えてございいます。

1つは、食品が安全に食べられるかどうかといったものを合理的に判断するというための情報を伝達するということ、それが1つ、それからまさに消費者の商品選択というもののための情報を伝えるということ、それが2つ、それから正しい表示をすることによって、事業者間の公正で自由な競争が促進されるのではないかとということ、それから消費者の適切な栄養摂取というものを促すための情報提供と、こういった役割とか機能があるのではと考えてございいます。

続きまして、7ページでございいますけれども、これは、近年、消費者基本法というものができまして、消費者の権利の確保といったもののためにどういう考えを持っているかということがご参考までに示してございいます。

まず、基本理念でございいますけれども、何点かございいますけれども、やはり安全の確保、

それから選択の機会の確保、それから必要な情報の提供といったものがまずもって重要であり、それらをまず消費者の権利として位置づけてございます。

それから、(2)のところでございますけれども、事業者の責務というものを拡充したというわけでございます。

まず、①でございますが、事業者につきましては、いろいろございますけれども、まず消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供するといったことが責務として定められたところがございます。

②でございますが、消費者につきましては、自ら進んで消費生活に関し必要な知識を習得していただき、さらには必要な情報を収集していただく。自主的かつ合理的に行動するというふうをお願いしているというところがございます。

加えて、その事業者団体、さらには消費者団体につきましても、責務といったものの規定を置いているところがございます。

1枚おめくりいただきますと、(3)といたしまして基本的な施策の充実・強化を図ってございます。まさに、一番最初でございますように、安全の確保の強化といったことを中心に充実が図られているというところがございます。

それにあわせまして、(4)として消費者政策の推進体制の強化といったものもなされていると。今では、消費者基本計画、これに基づきまして我々消費者庁では各種施策を進めているというところがございます。

もう一枚おめくりいただきますと9ページでございます。

ここでは、新たな表示制度の目的・機能のイメージというものはどういうものかというものを事務局として考えてみております。

まず、目的は3つほどあろうかということでございます。

1つ目がより多くの消費者の合理的な商品選択に資するということ、それから②といたしまして食品の安全性に関する情報が容易に認識できるということ、それから3つ目でございますけれども、国民の適切な栄養摂取その他国民の健康増進を図るといったことなどが目的になるのかなというふうに思っております。

機能といたしましては、4つほどあるのかなと。

1つ目が合理的な商品選択のための情報をわかりやすく提供する。

それから、2つ目といたしましては、消費者の安全に係る情報を明確かつ平易に伝達すると。

それから、3つ目といたしましては、消費者の適切な栄養摂取を促す、このための情報を提供する。

それから、4つ目といたしまして、公正で自由な競争を促進するというところでございます。

これは一つのイメージでございますので、引き続きこれ以外にも新たな食品表示制度の目的・機能としてどのようなものを位置づけるべきかということについて、ご議論をいた

できれば幸いです。

以上、駆け足でございますけれども、説明にかえさせていただきます。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、ここでちょっと区切ってご意見等いただきたいと思うんですけれども、特に先ほど最後にご説明した9ページですか、これはあくまでも事務局の案というたたき台的な位置づけでいいかと思いますが、新たな制度の目的・機能のイメージということで、特にこれらの事項に対するご意見、追加等も含めまして、全体で今のご説明の中で、ご質問とかご意見がございましたら出していただきたいのですが、前回のようにちょっと人数が多うございますので、一人一人ということではなくて、ご意見のある方、自由にご発言等をいただければと思います。ただし時間が限られておりますので、これは、重要なテーマですから、ゆっくり時間をかけたいとは思っていますが、できるだけ効率的なご発言をいただくと非常にありがたいなということで、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

どなたからでも結構ですが、順番にこちらのほうから。

○山根委員 ありがとうございます。

まず、今回、資料を事前に郵送いただきまして、ありがとうございます。

議論が戻るようで恐縮なんですけれども、この検討会の目標、使命というのをちょっとまず確認させていただきたいと思っています。表示の一元化検討会ですので、今ある食品表示にかかわる法制度を一本化して、今以上に食品表示を充実させることが目的と思っているんですけれども、ちょっといただいた資料ではなかなかそのあたりが見えてこないというふうに感じました。

今までの経緯ですとか現状の説明を今簡単にいただきましたけれども、それで9ページに、新しくこの目的・機能のイメージ、新しい制度のイメージ（案）をいただきましたが、たとえばこの9ページの目的の1番、より多くの消費者の合理的な商品選択に資すること、これらここに書かれていることは、間違っていないと思っていますけれども、この目的の1番目の目的を果たすためには、何が必要か、どんな表示をさせるべきで、その項目ですとか中身の議論をどういうふうに進めていくかというのが大事になってくると思っています。

これから議論しましょうということだとは思いますが、この後2番のほうですぐに、ではわかりやすい食品表示はどうしましょうという議論が始まるように組み立てられていまして、一元化検討会ですので、この一元化というものの必要性は共有されていると思うんですけれども、それではどういう表示が求められて、わかりやすい表示の前に何を表示させるか、必要な表示というのは何かというのをまず十分議論する必要があるんだろうというふうに思っています。その後に、わかりやすい表示、どういう表示や表現をさせるかという議論になるというふうに思っています。このまま2番に進みますと、用語の統一が必要だねとか、量が多過ぎるから調整をしていきましょうとか、どうもそういう流れにな

るのかなというのがちょっと懸念を持っておりまして、そうではなくて、今まで農林水産省や厚生労働省や共同会議などあちこちで議論されてきた表示の拡大や充実というものが、ここでやっと一元的に議論が進むというふうに期待をしておりますので、表示が複雑でわかりにくいのでわかりやすいように改めようということで検討会が進むのではなくて、消費者が、商品、食品の選択に必要なものは何か、どんな情報が必要かというのをまず挙げて、それを一つの法のもとに置いていく。そして一元化法案のたたき台をつくるのが仕事かなと思っておりますので、ちょっと確認をしたいというふうに思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただ今、前回の1回目で、この検討会の趣旨というか、検討項目についてのご議論があったかと思いますが、前回の資料1ですと、一元化に向けた法体制、体系のあり方とか、それからわかりやすい表示のあり方とか、一元化された法体系のもとでの表示事項のあり方ですね。今おっしゃられたのはその事項の話だと思います。それを最初に検討すべきじゃないかという、そういうご意見でよろしいですか、どうでしょうかね、その辺の検討は、いずれにしても、この検討会でやることは間違いないのですが、順番として先にどういう項目かというのをあるべきじゃないかということですね。どうですか。

すみません、市川委員。

○市川委員 ありがとうございます。

従来は、安全のための表示とか表示選択の表示という具合に、目的の部分というのは非常に明確であったと思うんですね。今回、一元化をすることによって、法律だけをえいやとまとめるのではなくて、考え方もきちんと一つにまとめてほしいと思っています。1回目でも述べているんですけども、不使用だとかゼロ表示、そういうものが結果として消費者をミスリードしているという現状がありますので、その辺については非常に懸念を持っているところです。

また、一部の消費者が好む風潮をそのまま消費者全体が、全体の意識を代表しているかのように誤解した法律、今回一元化を進めるに当たって、そういうものをあまりに優先し過ぎないでほしいなと思っています。

なぜかと申しますと、消費者意識というのは、必ずしもそれが純粋な消費者意識ばかりではなくて、事業者によって意図的につくられているということも多々あると考えております。ですから、その消費者意識に偏り過ぎた管理だとか規制とか、そういういわゆる表示の部分においてもそういうことが行われると、真の消費者利益にはつながっていかないのではないかなと思っております。

農林水産省のJAS法の食品表示の部分を所管されているときにつくられている食品表示対策に関する行動指針の中にも、食品表示対策の3原則の中に、消費者利益の優先という言葉、一番最初に書かれているんですけども、つまりは社会全体の利害特質を総合的に勘案するというふうにならわっていると私は理解しております。

以上です。

○池戸座長 鬼武委員、どうですか。

○鬼武委員 今2人の委員の方から意見が出されているように、事前に資料1を送付されたものを全体的に見渡して、これは、編纂というか、編集し直せば、少しは討議資料としてなり、たとえばもう中間報告なり、そういう文章をつくるというイメージで、資料の編集と討議を進めないと、多分今みたいないろんな質問が出るのだと思います。

たとえば、いいでしょうか、先へ進めて。たとえば私がこの資料1を論理的な構成にするとすれば、大きな第I章のところ、食品表示全般制度に関する法令というのが前半にあって、その1-1として、現行の食品表示制度、法制度の一覧表が全部あって、それから2番目に食品表示法制度に関する主要な法令の改正と経緯ということで、これが、古い順番から、食品衛生法、JAS法、健康増進法、その他の3つであれば3つの法律が書かれていて、それから今回は、やはり消費者庁が、消費者基本法がベースとなって今回見直すということであれば、その法律が1-3にきて、食品表示の法制度がまずどうなっているかという現状を示すというのが1番目、2番目に、現行の食品表示全般について、現行の食品表示制度で表示すべき主な事項ということで、これが、たとえば資料1の5ページに書かれているようなものが、これだと思いますが、現行の食品表示でどういうものが必要かということで、この場合も分けて書かないといけないのは、今日の資料では混在していますが、義務表示と任意表示とか禁止表示とか、それをきちんと区別して説明しておかないと、結局、議論が右に行ったり左に行ったりすると思いますので、まず現行の表示制度で、主な事項ということで、その辺のことを表示する。

それから、2-2の項目として、現行の食品表示の役割とか問題点とか改善すべき点ということで、食品衛生法の中のこの項目についてはこうあるべきだとか、そういう意見が出されて、それから大きな3項目として、新たな食品制度を目指す上で考慮すべき事項として、たとえば食品表示のわかりにくさ、表示項目の優先度、表示項目の項目なんかを検討して、それから4つ目として、新たな食品制度に向けてということで、食品表示規定の構成として、4-1として目的、4-2として適用範囲、4-3として要件、4-4として義務的表示事項、4-5として任意的表示事項となって、それから5番目として、その他として、その他必要な食品における用語の定義、それから罰則規定とか、そういう順番で論理立てた、この資料1を構成しないと、多分、議論が難しいのかなというふうに、まずは感じました。

今発言したペーパーを持っておりますので、また後で必要ならば、20部ぐらい持ってありますので、今後、議論する際の参考として、今日は仕方ないですけれども、現在発言したような編集でまず体系立てたものをつくって、今日はどこまで討議するというのをしないと、多分、議論が右に行ったり左に行くんじゃないかということと考えています。まずは全体的なことをコメントさせていただきました。

○池戸座長 貴重なご意見、どうもありがとうございます。

そのほか、どうぞ、中村委員。

○中村委員 項目としては、この4つ今挙げられていて、これはこれでも構わないのではないかと。ただし、今日出していただいた資料の中で、たとえば私が多分食品業界に入った昭和48年には、無果汁の清涼飲料水等についての表示ということで、公正取引委員会告示というのがたしか出て、当時、食品、いわゆるオレンジジュースと書いていたのをオレンジードに変えられた時代があったわけですね。そのように、公正取引委員会が出されたことについても、もうこの中に検討資料としては入れておく必要があるんじゃないかというのが1点ですね。

それからもう一つは、公正で自由な競争といったときに、添加物がわかりやすいので事例を出せば、食品衛生法に基づいて規格・基準があつて、それは、グローバルな点からいえば、コーデックスのG S F Aなんかを参考にしながらやっているわけですがけれども、その使用基準があるにもかかわらず、J A S法で、あの添加物を使ってもいいよとか、あの添加物が使っちゃいけないよということをJ A S法で規制していると。私たち、食品にいた立場から言うと、新規の食品開発というものを、言い方をかえれば阻害しているんじゃないかと思えたりするので、申し上げたいのは、民でやれるところは民でやったらいいわけなので、たとえば公正競争規約というのが独禁法の例外事項としてたしか設けられて、それで業界としてはやってこられているわけですよ。したがって、その公正競争規約みたいに民でやれることは民でやったらいいので、法令もしくは法令を補完する告示等で一々規制する必要のないこともあるわけですから、この公正で自由な競争という観点から言うと、そういうような検討もなされる必要があるんじゃないかなというようなことが、今日いただいた資料で少し抜けているんじゃないかなと思ったんで、申し上げている次第です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、話が資料の話のほうまで行っているのですが、今まで出たご意見の中で、何か補足的とか、他の委員の方、何か意見ございますか。

さっき最初に山根委員のほうから出された、どういうものが必要かというのは極めて重要な議論内容だと思います。多分、私の判断では、今回、先ほどご説明いただいたのは、この表示制度そのものの目的と機能みたいなものを最初に、イメージを統一しておいたほうが、議論が進むのではないかなという切り口での、多分ご提案だったと思います。その点につきましては、今まで法律そのものがばらばらだったということで、前回ご説明があったと思いますので、そこを統一してからというのでもおかしくはないのかなという感じは、私はするのですが、どうなのでしょうかね。議論の進め方ですけれども、順番の話で、制度そのものをどう持っていくかという、こういう検討が今まであまりなかったかと思うのですが、それを大雑把でもいいですから、少し統一した方が良くと思います。もちろんどういう事項が必要かというのは議論しなければいけないかと思っています。

それから、先ほどの市川委員のご意見は、幾つか上げられた中で、特に我々の委員会としては、あくまでも客観性を持ち根拠に基づいた意見ということで、議論すべきだという

ことかと思えます。

それからあと、この検討会は月に1回ずつなので、事務局も資料を十分揃えることは難しいこともあるかと思えますけれども、ぜひ今みたいなサジェスチョンをいただけるとありがたいと思えますので、そういう形でご協力ください。

どうでしょうか、何か。はい、どうぞ。

○迫委員 整理していただきまして、大変ありがとうございます。

今日いただいている資料の中で、3つの法について解説をいただいているわけです。食品表示に関する法は、これだけではなくて、さまざまなものがパッケージの表面に記載されている。それぞれの法、またはその告示等々も含めて、多分問題点があるのだろうし、その問題点が明確に見えてこない、そこをどう改善するかというところにはつながっていかないだろうと思われま。

そういう意味で、まず第1段階として、この目的・機能という全員が共有すべき情報を整理するというのは非常に大事なことだと思うんですが、その中でも、今日示されている3法についてのそれぞれの現状での問題点であるとか、改善すべき点であるとかというところは、今日議論ができるのではないか。それ以外のものについては、また次回に続きの議論をしていくというふうな形で進めていただければ、進めやすいのではないかと思われま。

もう一点、後ろに、わかりやすい表示というその次の部分があるんですが、やはりここは手法の一つにすぎないものですので、一足飛びにそこまで行ってしまうのはいかがなものかということは思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今、ゼロからスタートじゃなくて、もう今までの半世紀の歴史のある法律の経緯を踏まえての話ですから、当然のことながら、現行の問題点を前提とした形での議論になるかと思えます。

どうぞ、中川委員。

○中川委員 検討の順番としては、私は1のこの資料どおりでいいんじゃないかと思えます。その理由は、9ページの新たな食品表示制度がどういう目的・機能を持つのかというところ、まずこのイメージが共通されなきゃいけないかなと思うんです。

9ページを見ていて疑問に思うのは、これは現行法であるものをそのまま書いてあるだけですよね。9ページのたとえば下から2行目ですけれども、消費者の適切な栄養摂取を促すことが、消費者庁の役目なのかというところは非常に気になるんですよね。それは厚生労働省の仕事じゃないですか。それから、食品安全を促進するというのも、厚生労働省の仕事じゃないかと。

しかしせっかく一元化するんだったら、消費者庁がする消費者行政として、何が表示制度の目的なのかという観点からこれまでの法制を見直す必要があるのではないか。今までであった法目的をただ右から左に持ってくればいいという話ではない。たしかに、現行法

はそうなっちゃったんですけれども、消費者庁をつくるときに、ただ持ってきたんですけれども、それでいいの。消費者行政としての表示規制は消費者の選択の確保という観点からのものですよね。消費者が知りたい情報は、全てわかりやすくするというのが表示規制の目的で、その観点から全部を見直すんだということで一元化というのであればわかるんですけれども、ただくっつけただけというのでいいのかというのをまず議論する場として意味があるんだろうと思うんですよね。

ですので、この順番で議論しないと、その次のどこまでがこの検討会で考えなきゃいけない表示なのかというのも議論できないんじゃないかと思います。

関連して1個、事務局にイメージをお伺いしたいんですけれども、表示の一元化といった場合に、JAS法、食品衛生法、それから健康増進法の関連部分を1個にする、1つの法律にするというイメージなんですか。今ばらばらの法律に書いてあるけれども、でも権限としては消費者庁なんですよね。それを1つの法律にしたいということをイメージしているのでしょうか。

○増田課長 今度つくっていく法律のイメージとしては、消費者庁ができて、企画立案の権限としては消費者庁に一元されました、JAS法の品質表示の部分と食品衛生法の表示の部分と健康増進法の栄養表示、あと特保等の表示の部分、これをそれぞれの法律から抜き出して、1本の法律にするというのをイメージして、検討したいと思っております。

つけ足して申し上げますと、この検討会で中心的に議論していただきたいのは、基本的には、特にJAS法、食品衛生法には、義務的表示で包装された食品に表示しなければならないというルールのもとに、義務的な表示をさせる一括表示の欄で書かれているもの、それを新しい制度法律の上では、どういったものを書いていくべきなのか。もちろん、栄養表示の部分、現在は任意ですけれども、それも含めて、どういったものを書いていくのかということを検討していただきたいというものでございます。

さらに今、委員がおっしゃったとおり、ここの9ページというのは、まさに今までの3つを並べたもので、その新しい法律のイメージとして、ではどういうふうに置くべきなのか。これは検討の素材ですので、今、中川委員がおっしゃったとおり、新しい法律としては、基本は商品選択だということのももちろん一つのお考えでしょうし、第1回の議論の中では、表示は安全性を優先すべきだというような意見もありましたので、新しい法律をつくる時のイメージとしては、最初に皆さんで共有していただく必要があると思い、この資料の構成にしております。

○池戸座長 どうぞ、上谷委員。

○上谷委員 この検討会に参加した段階で思いましたのは、今のご説明でよくわかったんですが、JAS法、食品衛生法、健康増進法の一元化の部分はどこの部分なんだろうと思うのです。それで、お話を聞いてみると、新しい法律という言葉が出ましたけれども、4つ目の新しい法律をおつくりになるということなのですか、消費者庁で。従来のJAS法、健康増進法、食品衛生法は、若干専門的というか詳し過ぎるので、消費者に対してわ

かりやすいものを、9ページに並べられたそれぞれの各法律の目的としたものが羅列してありますけれども、4つ目の法律として新しい法律ができると受けられなくもないんですが、私は、この3つの従来からある法律を、整理してありましたけれども、その中のどの部分が本当に一元化して協議をしていったほうがいいのか、整理していったほうがいいのかという形が、消費者としてはわかりやすいのではないかと思います。

○池戸座長 よろしいですか。

○増田課長 重複した説明になるかもしれませんが、私どもがイメージしている一元化の法律のイメージは、繰り返しになりますが、JAS法の品質表示の部分と食品衛生法の表示の部分と、あと健康増進法の栄養表示、特別用途表示といった部分をそれぞれの法律から抜き出してきて、逆に言うと、そちらの法のその表示の部分の規定は廃止して、新しい法律として3本の表示のエリアの一括した表示の法律をつくるということです。

○池戸座長 今のご説明はわかりました。べたに3本以外につくるというのではなくて、1本という。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 手続論をご質問したいんですけれども、手続について、すでに内閣府令の45号で8月31日に告示されましたよね。すなわち、食品衛生法施行規則19条をすばっともう抜いて、消除しちゃっているわけですね。消除して内閣府令45号が出ているわけじゃないですか。手続的に言えば、内閣府令45号も、それも廃止して、あるいは本法、食品衛生法の表示と書いてあるその本法自身も廃止してとか、僕は、イメージがもう一つわからないんで、手続含めてもう少し説明をしていただきたいと思いますと思うんですけれどもね。

○増田課長 委員が仰っているとおり、新しく一元化の法律ができますと、食品衛生法に基づく表示の根拠規定は廃止されます。JAS法の品質表示の部分の規定も廃止されて、健康増進法の栄養表示等の規定も廃止されます。その上で、新たな法律にその3法のエリアも含む表示の根拠の規定をつくと。当然、そのことに伴いまして、現在省令とか告示でつけております下位法令も全て新しく作り直すと。新しい法律に基づく内閣府令ですとか告示という形で定め直すということを考えております。

○池戸座長 どうぞ、山根委員。

○山根委員 今、法律のことがお話に出っていますが、前回も言ったんですが、お酒の表示もぜひ盛り込むべきであると思っておりますので、お酒のほうの法律もきちんと入るべきだと思っています。

今回はちょっと時間もなくてあれだと思いますけれども、前回言ったように、私どもの消費者団体のほうで、私たちが望む食品表示法要綱案というのをつくってございますので、ぜひ次回それをご説明させていただければと思います。それも参考にさせていただいて、今後どういうふうな一元化を目指すべきかということを経験できればというふうに思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 前回、皆さんがお話をした中で、私は、かなりコンセンサスだと思ったのは、わかりやすい表示というところ、それがキーワードだったと思います。それで、事務局は、わかりやすい観点から話をしていこうというふうに考えられたと思うんです。その前に、たとえば新しい3つの法律を全部1つにした食品表示法というものについて、そのものの目的が、この資料には商品選択と安全と、あと健康と栄養摂取ということになっていて、栄養成分が入るのかなとか思ったんですが、まずはここに絞って、ここからだけ進めていくのか、それともまず3つだけやって、後からたとえば公正競争規約だとか他の法律、対象としてお酒とか、他のものは拾っていきますというふうにしていくのか、というところでどちらかと。私は、最初これを拝見したときに、前回いろんな意見が出たけれども、わかりやすいというところで来たので、まずはその一番根本になる3つの目的の根本からぐっとつかんで、ほかを落として進めると、そうすると山根委員が最初におっしゃっていた、何が必要か、何が不必要かということが、必須な情報というのが見えてくるんじゃないかと、そういう観点で整理して、それからもう一回、何が必要かという議論に戻っていったらいいのではないかなというふうに思います。

そうすると、鬼武委員が最初におっしゃっていた2番目の現行表示の改善すべき点と、それから考慮すべき点の部分が、今日やった中でわかりやすい表示と違う角度ではあるんですけども、ある程度整理できる。そうやって進められたらいいのかなと思うんです。それから、一番最後のネットとかPOPでできるかどうかという、それはちょっと飛び過ぎかなと。まずは最初の部分を整理しないと、まだここには行けないんじゃないかなというふうに思いました。

○池戸座長 そうですね。ありがとうございます。

○中村委員 要は、今おっしゃったことは、消費者庁の所掌事務の観点から食品衛生法とJAS法と健康増進法であって、消費者の僕なんかもそうですけれども、お酒とか、他の今申し上げた、今おっしゃっておられる3つの法律じゃなくて、お酒に関することとか米トレーサビリティとかいろいろあるわけですけども、そういうことは今回対象じゃなくて、要は消費者庁の所掌事務になっていることの根拠法の関係の部分だけを今回やろうと、こうおっしゃっておられるんですか、もうちょっとよくわかりにくいんですけども。

○増田課長 議論としてそれに限定するというのもないのですが、一方においてこれは消費者庁でつくっている検討会で、その後も基本的には消費者庁の所掌の範囲を立法化するということですので、議論はいろいろあるかと思いますが、基本は、今消費者庁が担当しているものについてどうするかというのが議論の基本になろうかと思っております。

○池戸座長 どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 公正競争規約も入るのですか。食品表示課だと3つでしょう、3つの法律が管轄でしょう。消費者庁全体となると公正競争規約が含まれると思われませんが、まずはそ

こをはっきりしましょう。そうしないと議論が進まないですよ。

○神宮司審議官 今お話がありました公正競争規約、景品表示法で法律に根拠規定がありまして、これは消費者庁の所掌ですが、ご指摘のとおり食品表示課ではない別の課が担当しております。

増田から申しあげましたとおり、特に議論を最初から限定するつもりはございません。ただ、前回、第1回の資料で、2ページ目のところで図に示していただきましたように、たとえば名称、賞味期限、保存方法等といったような事項については、JAS法と食品衛生法と2つの法律が規制の根拠になっているという意味で重複しておりますので、そういった現状から見れば、たとえばこの2つの法律に基づいて規制されているものを1つの法律に基づいて規制根拠があるというふうに持っていくのが、切り口として一つは入りやすいのではないかなとこちらのほうでやや勝手に思っていたかもしれませんが、そういうところがあるかと思えます。

それから、2点目として食品表示の一元化ということでございますので、議論の順番といたしましては、食品一般という切り口から、その表示について定めている法律からまず入っていくのが穏当なやり方かなと思っております。

景品表示法というのは、表示に関する法律ではありますが、食品に限った法律ではございません。それから、景品表示法以外にも食品に関する表示に規制が及ぶという意味では、ほかにもいろいろな法律はございますので、とりあえずは食品一般という切り口からその表示について定めている法律を中心に、先に議論していったほうがよいのではないかとこの観点から、前回と今回、資料をつくらせていただいたところでございます。

○池戸座長 いろいろなご意見が出たのですが、基本的にはこれは、第1回目でその辺が意思統一していないと、なかなか議論が進まない重要なところですよ。今ご意見もいろいろいただきましたので、次回に事務局できちっとした整理をして、ここで確認するというようなご提案をしていただくということでどうでしょうか。

はい、どうぞ、上谷委員。

○上谷委員 今ご説明いただいたので、理解できましたけれども、農林水産省関係のJAS法と厚生労働省関係の食品衛生法、それに健康増進法、この関係の省庁の方は誰も見えていないで、関係法規をいじるということはいかがなものなんでしょうか。いろいろとご参考意見をいただくのにご参加いただいた方がいいのではないかと思います、お伺いいたします。

○池戸座長 前回も何かそういうご意見はいただきましたですね。

○増田課長 関係省庁については、特に具体的にご質問があれば、またそのときに声はかけたいと思っておりますが、今の消費者庁ができた後の所掌関係を再度申し上げますと、JAS法のうちの品質表示に関する基準、どういうものを表示させるかということは、これは、消費者庁ができたときに、消費者庁の専管になっております。食品衛生法も、食品衛生法に基づく表示をどうするか、表示の規則をつくる部分、これは、消費者庁のまさに

専管とさえいいんでしょうか、消費者庁の担当になっております。健康増進法も、健康増進法のうち栄養表示や特別用途食品の表示の部分は、これは消費者庁の専管ということになっております。

そういった意味で、今回基本的に議論していただく対象というのは、消費者庁設置後、消費者庁が単独で担当する分野ということになっておりますので、設立からまだ2年しかたっていないので、イメージが必ずしもつきづらいのかもしれませんが、少なくとも今申し上げたとおり、表示について言うと、消費者庁設置以降、消費者庁が単独で担当するということになっております。もちろんいろいろご議論はあるんだと思いますけれども、基本的に消費者庁の企画立案部分は、この一元化検討会も含めて担当していくというふうになっておるというところでございます。

○池戸座長 まだご意見いただいている方どうですか。どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 いろんな委員の皆さん方からご意見をいただいている中で、やっぱり資料2の今後のスケジュールとも関係するんですけども、来年の6月までのところでどんなふうにして議論を組み立てていくのかというのは、なかなか見えていないということだというふうに思うんです。その組み立てのイメージが共有化できていない関係で、すごくわかりづらいと。ここで見えていることは、第1回目の続きが第2回目、第2回目の続きが第3回目ぐらいしか見えていないというのが率直な中身だというふうに思います。

それをだから工程表というか、消費者庁としてどういうふうな中身を具体的に書くことによって、それは消費者庁としてこういうことをしたいんだということが共通で了解もできるの、その辺のところをもうちょっと具体的に出していただいたほうが、消費者庁の意欲も伝わるので、ぜひその辺のところについてはちょっとご検討いただきたいなというふうに思うんです。

それが、おそらく資料のつくり方だとか、そのこのところの毎回の議題だとかというようなことにもつながってくるので、そうしないと、なかなか行ったり戻ったり、思い切り戻ったりという感じになりかねないような感じがしますので、その辺のところはよろしくお願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。

二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 先ほど座長のほうから、次回、事務局からもっと具体的な提示をというようなことがありましたので、それに大いに期待したいと思いますが、ともあれ現行の表示にかかわる、たとえばJAS法であるとか食品衛生法が中心をなしていますけれども、これが一元化されると、とてもわかりやすくなるというふうには思えないんですけれども、ただ、それぞれ目的が違ったものが、先ほどの資料の6ページですか、あるいは9ページに出ていますように、こういうイメージだったりするわけですから、幾らかは、そういう意味で言うと、一元化はメリットがあるだろうとは思えるんですけども、いずれにしてもこの機能・役割とか目的というのをきちんといずれ論議しなきゃいけないと思うんですね、

きちんと。

私は、この6ページのたとえば現行食品表示の機能・役割というところに書かれていますけれども、その役割として考えられるものは次のとおりというのとは何かすっきりしないんですけれども、すでに制度としてあるものについて、機能や役割はもっと明確に表現できるんじゃないかなというような気がするんですよね。先ほど鬼武委員もおっしゃいましたけれども、これを見て、義務表示というか、表示制度とパラレルに見ちゃうとおかしなことになると思うんですよね。たとえば、消費者の適切な栄養摂取を促すための情報提供とありますけれども、これは、今、義務表示なんですかみたいな話になったり、だから現状のとらえ方もちょっと十分でないところがあるような気がしてならないんですね。

それから、9ページにも出てきますけれども、いわゆる安全にといった場合の、これはもちろん今日の議論じゃないとしても、この安全というのは何をいっているのか、それこそイメージでもいいんですけれども、出していただかないと、たとえば表示制度の関係で言うと、期限表示であったり保存方法であったり、こういうことだというふうに私なんかは連想するんですけれども、それ以外にあるのかないのかもわかりませんので、一々この文章の本体になくてもいいんですけれども、何か安全といった場合、この表示制度の議論の中ではこういうことを言っているような、そういう何か資料が必要んじゃないかというような気がしますので、できれば次回以降はそのようにお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○池戸座長 今のご意見は、現行の機能・役割というのは、制度の目的・機能も共通しているのでしょうかけれども、多分これは、現行の法律の目的みたいなところをキーワードで持ってきているだけなので、イメージがちょっとおわかりにならないと、そういうことでよろしいですね。

○二瓶委員 そういうことです。

○池戸座長 どうぞ、中川委員。

○中川委員 次回、資料をお出しいただけるということなので、それに関して、先ほど言ったことの繰り返しになるかもしれませんが、お願いしたいことがあります。9ページにいろんなことが書いてありますけれども、やっぱり出発点は、消費者庁が所管する表示規制というのは何のためにあるのかというところをもう一度洗い直さなきゃいけないと、これは結構難しい話です。今、おまえが言えと言われても、なかなかちょっと言いにくいぐらい結構困難なものだと思いますが、しかしそれをやらないといけません。

差し当たりこの中でおそらく一番それっぽいのが合理的な商品選択の確保が表示規制の目的だとしますと、合理的な商品選択といった場合に、今の消費者が何を知って選ぶとしているのかという中に、食品の安全性も入るだろうし、栄養の摂取の表示がミスリーディングではないのかという観点もあるだろうしという形で、たとえばの案ですけれども、合理的な商品選択に資するための情報とは何かというのを今後考えていくというので、次

のパーツに入っていくんだと思いますけれども、まずはそういう整理をしていただきたい
と思います。

現行法では確かに表示規制はすでに消費者庁の権限なんですけど、他方で、食品衛生法の
目的規定は変わっておりませんので、公衆衛生のための表示規制なんですよ。けど、
公衆衛生というのは別に消費者庁の仕事じゃないんですよ。

それから、健康増進法も健康増進というのが別に消費者庁の仕事じゃなくて、健康増進
とラベルに書いてあるけれども、本当なのかという観点から規制するというように切り替
えていくのではないかと。表示一元化というのは、表示規制の目的をきちんと整理し直し
て、そのなかには、許可がなければ、こういった表示はしちゃいけないという厳しい制度
もあろうかと思っています。それをしないまま、ただ全部くっつけましたというのであれば、
別にこんな会議は要らんだろうと思います。

このような整理をしたとしても、実質的には表示するべきものはさほど変わると思
いません。場合によっては事業者にとって厳しくなるかもしれませんが、消費者庁がする表
示規制というのは、消費者のどういう利益のためのものなのかというところから、この3
法を説明し直すことが必要だとおもいます。JAS法がもうすでに消費者法的な発想にな
ったと思いますが、たとえば食品衛生法で言う消費期限も、体に危ないからというのも、
それは食品衛生法の発想ですけども、消費者庁で考えるんだとしたら、それだけでなく、
この期限まで後3日しかないのに、この値段が高いから買うのをやめようとか、そういう
意味での合理的な選択も入ってくるのではないのでしょうか。

表示規制権限が消費者庁に来たということで、やっぱり消費者目線からどういうふうに
説明し直すのかということを考えて、資料をつくらないといけないんじゃないかと思いま
して、もう一度発言しました。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 先ほどの資料のやつはお渡しします。

それと、もう一つ、9ページのところで気になる点があります。と申しますのは、表示
制度の目的というのはわかるのですが、記述してある「機能」という言葉が、こういう法
律なり食品表示を使う上では適切ではなく、あまりイメージとして吟味する必要があるの
かなと思っています。検討会で、食品表示全体の観点からレビューして、問題点とか改善
点を含めて、現行制度の実態を把握して、今後のことを目指すということであると、やっ
ぱり目的と範囲とかいうと、これは「要件」じゃないかと思うのです。リクワイアメン
トすべきことが下に書かれてあるようなことで、これは機能じゃないと思うのです。機
能（ファンクション）ではなくて、これは、要件だというふうに私は思っておりますので、
そこはご検討いただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、迫委員。

○迫委員 ありがとうございます。

先ほどの中川委員のお話とちょっと重複するところがあって恐縮でございます。

9ページのところに目的として3つ書かれているんですが、これはまさに従来のものをそのまま持ってきて、食品衛生法と健康増進法は厚生労働省サイドの書きぶりであろうと思います。これは、消費者庁の書きぶりを変えていく、そういう目的に変えていくということは非常に重要なことだと思われまして、そういう中で、合理的な商品選択、この言葉がキーワードにこれからなってくるんだらうと思われまして。

これがキーワードになっていったときに考えなければいけないことは、過去の商品選択と現在の商品選択では、その幅というか、求める情報の量というものが大きく変わってきているだろう。商品選択する余地のなかった時代につくられた法律をベースにして考えていくべきではない。これからの合理的な商品選択というものを考えていったときに、国民のニーズというのは、やはり安全であるとか健康であるとかと、命にかかわる問題というのは非常に重要なニーズになってくるかと思われまして。商品選択の要素として、安全であるとか健康であるとかというところをもう一度とらえ直していくということが必要だろうというふうに思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいですか。どうぞ、田崎委員。

○田崎委員 この少ない時間でやはり議論しなくてはいけないので、消費者庁が、一体何をしたいのか、どうしたいのかというもう少し突っ込んだたたき台を出していただいたほうが良いと思います。

たとえば6ページの法律の、これまでの内容についてと、それから9ページでの機能・イメージというのは、これは何らあまり変わらない内容だと思います。たたき台についてもデータが必要だと思うんですけども、17ページとか、それから消費者の求めているものが、このアンケートとかさまざまなデータに基づいて、こういった背景に基づいてたたき台を作っていただきたい。それからこれまでの法律は、それぞれ一個一個、今の法律でも機能しているわけですので、そういった体系の中から消費者庁としては、今後こういった形でやりたいんだということをここで提示していただいたほうが、皆さん高い専門性を持っていらっしゃる方がたくさん集まっていってほしいと思いますので、議論ができると考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

今のご意見というのは、もう少し具体的なものというようなことですか、それとも要するに法律の目的なものですから、非常に抽象的に安全とかいうふうに書かれていますけれども。

○田崎委員 そうですね、より具体的な話としてです。

○池戸座長 それは、法律の目的に書くかどうかは別として、イメージが湧くようにとい

う、そういうことですよ。

○田崎委員 はい。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか。というのは、私はこの委員会でどこまでやるのかと思うのですが、要するに、せっかく統一化、一元化することなので、ただ機械的に一元化ということじゃなくて、やっぱりプラスアルファで将来に向けての法律にしなければならないと思います。先ほど事務局のほうから説明があったように、もうここ半世紀だけでいろんな規格・基準がふえてきました。将来もまたそういう可能性もあるのではないかと、我々は今気がつかないだけでですね。それで、書き方としてはそういうのもちゃんとある程度読めるような、現状でもいろんな想定されるような表示の必要性が出てきそうなものとかもあるかと思しますので、単に今の3つなりの法律の表示の部分だけを抜き出すということじゃなくて、この検討会として追加と先ほど申し上げたのは、何かこれに追加をするようなものがあつたら、ぜひというような形で、多分、事務局がつくられたと思います。

ただし、その資料そのものが、そこが、イメージがよく伝わっていないものですから、なかなか意見が出てこないということかと思しますので、今、大分いろんなご意見は出していただきましたから、鬼武委員の資料も参考にさせていただいて、次の会にそれをもとにご議論していただくということでどうでしょうか。

そうでないと、ここの最初の目的・機能なり要件でもいいのですが、そういうものをはっきりしていないと、次から次へと新しいものが必要だといったときに、項目の追加もそれで制限されたりする可能性もあると思うのです、ですからそこら辺も含めて。ただ、書きぶりは、あまり細かく書いてしまうと、そこで限定されてしまいますから、それはそれでいいと思います。ですから、書きぶりは別として、こういうことも想定されるなというような議論で、どんどん出していただければいいのかなと思います。

もう4時を過ぎましたので、議論が先ほど森田委員から急に飛んだ話になるかもわからないのですが、とりあえず資料を今日用意していただきましたから、残りの資料をご説明いただきまして、そうするとまた少しはイメージが湧いてくるかもわかりませんので、せっかく用意していただきましたので、そういう進め方をさせていただいてよろしいですか、とりあえず。

はい、どうぞ、森田委員。

○森田委員 そこに行く前に、ちょっと目的と機能のところというところをやはり今ここでもう一回。私は中川委員にお伺いしたいんですけども、先ほど食品の安全ですとか健康増進に係ることは、どちらかというと消費者庁ではなくて合理的なほうでということだったと思うんです。合理的な選択の中に安全が入るというようなことをおっしゃられて、迫委員もその話でここまで来たと思うんです。でも、2年前に食品の表示が、全部、消費者庁に一元化されて、厚生労働省に食品衛生法の表示に関して電話したら、もう全部それは消費者庁に聞いてくださいというふうになって、もう2年たっているわけですね。そう

なると、もう食品の安全に関する表示、安全の部分というのは、すごく表示の目的の大きな部分で、合理的な選択というのはむしろJAS法の選択に資するという部分からの流れなんですけれども、安全というのはより重要な部分だと思っているんです。それをここで並列にされたい。消費者が一番大事な部分というのは、やっぱり事故を起こさない部分が大事で、それは消費者がすごく表示に求める大事な部分だと思ひまして、それが、今の目的の話だと、どうも合理的な中に安全というのは、ちょっと下の部分というような感じに私は聞こえたんですけれども。なのでその目的の部分をここはやっぱりきちんと議論しておかないといけないんじゃないかと。

あと、それから機能という部分は、目的をただ単に書きかえているだけなので、機能という部分はむしろ別の言葉にするか、とっていただいて、ここはもう目的というところでまとめる。いつもこここのスタートに戻るぐらいの感じの目的をきちんとまとめておいたほうがいいかと思うんです。

○池戸座長 今のご意見も含めて、次回提示させていただきます。

どうぞ、森委員。

○森委員 今ちょうど森田委員のほうから安全性について意見があったと思うんですけれども、私も、これまでの食品衛生法から見ると、どちらかといえば食品衛生法は、基本的には微生物というか、食中毒に対する考え方に基づいているというふうに考えておりますが、ここにおける安全性というのは、それがもうちょっと概念として広がっているのかどうか、その辺もございます。しかし、食品選択、いわゆる商品選択という観点と、それからもう一つこの安全性というところを見ていくと、やはり安全性の重要性というのは、食品表示においてはかなりあるのではないかと。これは、必ずしも消費者の方の選択、選択しないということにかかわらず、やはり事業者としてもきちんと情報提供していく部分としてはかなり重要な部分になっていると考えております。

その辺は、いろいろこれからも議論していく必要があるのではないかなというふうに思っているところもございます。

○池戸座長 よろしいですか。

どうぞ、中川委員。

○中川委員 消費者行政において食品安全が重要でないなんて言っているつもりはありません。ただ食品安全については、食品安全委員会もありますし、安全とはなにか、そのために製造や販売過程で何をしなきゃいけないかというところは、消費者庁にできる能力もないし権限でもないんです。他方で、合理的な選択の中に、当然、食品安全は入ってくるわけで、消費者が商品を見ただけではわからないけれども安全でない部分も出てくるから、表示規制しなきゃいけないんです。安全でないのに消費者が気づかずに購入するというのは、それは合理的な選択ができていないんです。

なので、ご心配になるようなことでは全然ありませんので、まずはそれを申し上げておきたいと思ひます。むしろ法的な目的・手段の関係をどう整理するかというやや技術的な

話ですので、食品安全の重要性を低めるとか、そんなことは毛頭ございませんので、そこはご心配いただくなくても大丈夫だと思います。

○池戸座長 多分それは皆さん同じではないかと思うんですけども、ただその消費者基本法の基本理念も分けて書いていますよね、安全は別格になっていますから。それとあと、選択の機会とか必要な情報の提供というのも、多分そこは、今、森田委員の頭の整理と同じ形になっているのではないかと思います、あとは、書きぶりとか、そういう話はあるかと思えますけれどもね。

はい、どうぞ、迫委員。

○迫委員 ちょっと書きぶりになってしまうかもしれないんですが、私が一番気になるのは、消費者の合理的な選択ということはいいいんですが、商品選択という言葉なんですね。食品というものは、本来安全でなければいけないし、口に入ってそれが、有効なもの、有益なものでなくてはならないと。それをもって食品というわけなので、そういう前提条件ということを考えれば、単に商品の選択ではなくて、そういう食品の選択、合理的な食品選択に資するということが非常に重要なことではないかというふうに思われます。

そういう意味で、選択という言葉がJAS法から来ているわけではなくて、その選択するための要素として、確実に安全性に関する情報であったり、それから栄養に関する情報であったり、またそれ以外のいろいろな要件があろうかと思えます。情報があろうかと思えますけれども、合理的な食品選択、それに資するということは大きく一本打ち出してもいいのではないかと。消費者が選択しない限り、その食品を摂取していただくことはできないわけですので、そういう意味でJAS法にとらわれた言葉ではないつくりにはしていただければと思います。

○池戸座長 今たまたま書きぶりになったのですが、この9ページのさっき鬼武委員のご提案だと要件と言ってもいいのですけれども、この4つの中で上の3つは情報について提供するか伝達するという話でなっているのですが、特に2番目のところの安全に係る情報は明確かつ平易にと書いていますよね。明確かつ平易というのは非常に重要なところですけども、これは別にこここのところだけではないかと思えます。上と下と両方かかわっているわけですから、そこはまた整理すればいい話ですけども、いずれにしても今日は、ようやくここに来て、問題点の意識の統一がなったということなので、もう一回ここは、次の時間に整理し直して、書きかえた形でご提案するというにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、先ほどのちょっとご提案のように10ページ以降のところ、これをそうですね、もう一括してご説明いただいたほうがいいかもしれません。

では、よろしくをお願いします。

○平山企画官 では、私のほうから、資料の10ページ以下につきまして、一括してご説明申し上げたいと思います。

まず、10ページ、これは目次でございますけれども、わかりやすい食品表示のあり方と

ということで、①、②ということで分けさせていただいております。表示事項の考え方と容器包装以外の媒体の活用ということでございます。

1枚おめくりいただきますと、表示事項の考え方ということでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、12ページでございますが、タイトルでございますように、食品表示をわかりにくくする要因について分析してみました。下に、平成14年と平成20年の国民生活モニター調査、消費者の意識調査のデータを掲げております。そこをご覧いただきますとわかるように、それぞれ一番多いのが、やはりその説明に用いる言葉は統一してわかりやすく整理してほしいと、これが一番多いということ、それに次いで、たとえば文字をもっと大きくしてほしいと、見にくいので大きくしてほしいということがございます。

そういうご意見もある中で、やはり小さな文字でもいいので多くの情報を示してほしいと、できるだけ多くの情報を記載してほしいという意見もあるというようなことでございます。

1枚おめくりいただきますと、13ページでございますが、そういった調査を踏まえて、事務局のほうで、ではどうしてそういうわかりにくいということになるのかなということについて、その要因を幾つか考えてみました。

そこに5つほど示してございますけれども、まず1番目は、やっぱり用語の定義が統一されていないということがございます。その括弧の中に、例示として3つほど、食品衛生法とJAS法でございますけれども、たとえば例の1、これは製造者と加工者の定義でございますけれども、そこに、たとえばA社がつくった食品をB社がバルクという形で仕入れて、それを小分けにした場合。原則として、B社は、食品衛生法では「製造者」ということなのですが、JAS法で実は「加工者」ということになっております。

それから、例の2でございますけれども、これは製造者と輸入者の場合でございます。例として、たとえば中国から、これはB社なんですけれども、B社が輸入した場合で、さらにそのB社が国内で小分けした場合、これは、食品衛生法でいくと「製造者」で、JAS法では「輸入者」というふうに原則になっております。ただ、実際の運用では、食品衛生法の表記、それぞれ製造者という表記になっていることでございます。

それから、例の3では、乾燥果実、これは食品衛生法では生鮮食品なんです、JAS法では加工食品と、こういったように若干その定義が統一されていないというのが一つの原因かなと。

それから、2つ目でございますけれども、やはり情報量が多過ぎて、商品選択に必要な情報が見つけにくいと。

次のページに、前回お示した資料、もう一回参考につけてございますけれども、これはカップめんの表示ということで、とにかくパッケージにいろんなことが書いてあるということなので、なかなか自分の探したい情報が、わかりにくいということがあろうかと思えます。

それから、3つ目といたしましては文字が小さいということ、それから4つ目といたしまして、まさに消費者、一般の方になじみのない中間食品とか添加物が載っていて、実際、見てもよくわからないと。下に例がございますけれども、たとえば異性化液糖、これは砂糖のかわりによく使われておりますけれども、異性化液糖、あとはたとえばたん白加水分解物とか、そのまま書いてあっても、なかなかこれは何のことだろうということでもわかりにくいのかなと思っております。

それから、最後に原材料名でございますけれども、括弧書きが幾つかあるんですけれども、それぞれ同じ括弧書きでもところによって意味が違くと。ここでは原料原産地の意味だけでも別のところに行くとは遺伝子組換えの意味であったりということで、同じ括弧書きでもいろんな意味があつてなかなかわかりにくいということじゃないかなと思っております。

続いて、14ページでございますけれども、これは、前回もお示ししましたが、カップめんなんですけれども、一つのカップめんにこれだけの表示がついているということをお示ししたところでございます。

続いて、15ページに進みまして、では消費者にとってわかりやすい表示は何かということでございまして、たとえばといたしまして5つほどその解決方法というものを示してございます。

①は、表示用語の定義を統一または整理するという、それから②としては、表示事項の優先順位、これに差をつけることによって、容器包装に表示する文字数を調整する。それから、表示に用いる文字のサイズを大きくする。それから、容器包装以外の表示というものについて情報を提供するという、たとえばウェブですとかPOPなどの活用、それからこの説明書の同封というのは、たとえば薬をイメージしていただくとはわかるのですが、パッケージを開けていただくと説明書が入っていますけれども、ああいったものを活用できないかということ。それから⑤といたしまして、視覚的な要素を活用すると。たとえば表ですとかマークとか、あとは配色の工夫などで、一目で見てわかるようにするというのを考えたらどうかと思っております。

続きまして、16ページに進んでまいりますと、ここでは、表示事項の優先度について、過去の調査結果を探しました。そこに、これは内閣府の調査でございますけれども、国民生活モニターの方に調査させていただいたということでございます。

それぞれ重要な事項というのは何ですかといったときに、左右ご覧になってみていただくと大体わかるかと思うんですけれども、やっぱり一番大事なのは、日付、いわゆる期限でございます。それから、原産国なり原産地、それから添加物が含まれているかどうかということ、それから原材料名ということ、それ以下、若干順位が下がってくると、順不同なところがありますけれども、おおむね同じような傾向が見てとれるかなと思っております。

さらに、もう一枚めくっていただきますと、ちょっと別の調査なんですけれども、埼玉

県政のサポーターの方に実施したアンケートとなっております。これも、食品を購入するときに、何をしていますかということでございますけれども、1番上は価格になっているんですが、2番目以降やはり期限、それから原産地、それから原材料名、食品添加物ということで、大体先ほどの内閣府の調査とおおむね傾向が同じかなというふうに考えてございます。

それから、18ページに進んでいただきますと、ここでは表示すべき事項の考え方の案ということでございますけれども、2点ほど論点があるかと思っております。

1つはまさに消費者の関心のある事項を幅広く記載すべきかと、あるいはやはりわかりにくいということですので、わかりやすくするという観点から、情報量をある程度調整すべきかということ、それが1つの大きな論点かなと。

さらには、仮に、情報量を調整するといった場合に、その優先順位はどうするかということが2つ目の論点かなと思っております。

ご議論いただく場合の素材といたしまして、たとえばその表示事項というものについて、以下のように分類して考えてはどうかなと思っております。

3つほどございますけれども、まずは消費者が安全にかかわるリスクを合理的に判断するために必要な事項、それから消費者の適切な栄養摂取を促すために必要な事項、それから商品の品質などを合理的に判断するために必要な事項で、それ以外にも考えられるかなと思っております。

ちょっと駆け足でございますけれども、19ページにまいりますと、②といたしまして、容器包装以外の表示媒体の活用ということでございます。

さらに、1枚おめくりいただきますと、ここでは、容器包装以外の表示媒体の活用ということで、幾つかやり方を考えてみました。それについて、メリットは左側、それとデメリットというものを対比させたものでございます。

1番目でございますけれども、容器包装に、いわゆるインターネット、ウェブサイトのアドレスを二次元コード、いわゆるQRコード、それを表示してみるということで、それでは足りませんので、たとえばそのウェブサイトのアドレスを直接書いたり、さらには二次元コード、QRコードを読める機械を店内に置くといったことが考えられるかなと思っております。

メリットでございますけれども、ウェブサイトを使いますので、その食品表示自体、パッケージ自体に必要な情報を的確に盛り込めるので、非常に見やすくなるということで、それ以外の情報についてはウェブサイトですべて確認できるということ、それからウェブサイトのアドレスを書けば、たとえばカメラ機能のない携帯を持っておられてもアクセスできるということとか、さらに二次元コード、QRコードが読み取れる端末があれば、誰でもその機械のところに持っていけば見られるということかなと思っております。

その一方、デメリットでございますけれども、個々でウェブサイトを見るのは手間がかかると、通信料もかかるということ。当然ですけれども、情報端末を持たない方はやっぱ

り見られない。それから、事業者の方においても、まさにその商品情報の管理とか、ウェブ管理に経費と手間がかかるということ。それから事業者の方にとって、まさに現物と実際のウェブ上の情報というのが1対1で対応させるための管理というのはなかなか難しいということ。さらには先ほど二次元コードを読める端末をお店に置くというふうに申し上げましたけれども、やっぱりそのためにもお金がかかるということかなと思っております。

②でございますけれども、これは商品が陳列されている近くにPOPとか貼り紙を表示したらどうかということでございます。これは、メリットとして、消費者の方にとってもその近くに表示があるのでわかりやすいと、特定の機材がなくても結構ですので、どなたでも見られるということ。デメリットでございますけれども、消費者の方が見落とす可能性とか、あと商品購入後の商品とPOP情報との結びつけが困難と。これは、たとえば他の方に買ってきてもらった場合は、その方が直接店舗に行っていないので見られないということとか、あと表示場所の変更、その店の陳列を変えたときに、POPと貼り紙の1対1の対応がずれるので、実は別な表示が張ってあったとかいうことがあり得るかなということ。それから商品の内容、まさに商品の入替えをしたときに一々POPとか貼り紙を全部直すのはやっぱり手間がかかるということ。さらにこれは、仮にそのルールを決めない場合は、個々の業者がそれぞれにやってしまうために、業者ごとに表示が違う点で、わかりにくくなってしまうというおそれがあるかなと思っております。

21ページのほうにまいりますと、③といたしまして、詳しい情報を記載した紙を容器包装の中に入れてしまうと、まさに薬みたいなものをイメージしていただければよろしいかと思うんですけれども、そうするとメリットといたしましては、非常に多くの情報を確認できるということで、一たん買っていただければ誰でも確認できるということ。デメリットといたしましては、やはり包装を開けないとわかりませんので、実際に買ってみたいとわからないということ。それから逆に事業者の方にとっては、まさに2種類の表示をつくらなくてはいけないので、手間がかかるということ。それからたとえば仮にその容器包装の中に説明書を入れ忘れたとかいうこととかで、トラブルが起こるのではないかということ。それから充填液の入った商品、たとえばパック詰めの漬物のようなもの、これは中に入れようがありませんので、そういったものには適用できないということがあろうかと思えます。

④でございますが、これは、お客様相談窓口、この電話番号をパッケージに書いておくということ。これであれば、メリットとしては、知りたい情報について電話すれば詳しく聞けて、さらにそれ以外のことについてもいろいろお伺いできるということがあろうかと思えます。中身が変わったときも、その説明する方がちゃんとそれを把握していれば、柔軟な対応ができるということ。デメリットといたしましては、なかなか人によっては電話をしにくいという方がおられたり、実際に電話料金がかかるということがあろうかということ。それから窓口の対応の時間といたしましては、まさに平日の日中しかかけられないとか、さらには事業者の方にとってみれば電話対応する方の費用もかかるということがあ

ろうかと思えます。

それから、⑤といたしまして、タグ、パッケージのほかにタグみたいなものをつけるということがあります。

メリットといたしましては、当然、別のものをつけるので、面積の制限が少ないので、多くの情報が伝えられると。購入の前後、別にパッケージを開けなくても、もうタグがついていますので誰でも見られるということがあります。

ただ、デメリットといたしましては、そういうタグを付けるので、それが落ちる場合というのがあろうかということ。それから商品の内容が頻繁に変わると、タグを一々作り直さなければいけないということではなかなか難しいと。あと、やはりタグのつけ違いみたいなものがあると、そういうミスがあるということがあろうかと思っております。

22ページ、これは例でございますけれども、その容器包装以外の表示媒体の活用ということで2種類ほど、左のほうはインターネットの表示例ということで、実際にそのネットを見るとこういった情報が書いてあるということでございます。

右側は、店頭のプロップということで、実際の例でございますけれども、実際に店頭に行くと、こういったプロップが近接したところに書いてあって、それぞれ必要な情報が得られるということでございます。

続いて、23ページでございますが、容器包装以外の表示媒体の活用ということで、検討事項としてどういうことが考えられるかということでございますけれども、仮に義務的な表示事項以外を容器包装以外に、表示媒体を使うといったことについてどういうふうにかえたらよいかということとか、先ほどもお話ししたけれども、たとえばインターネットなどを使った場合の表示媒体の活用といったことについてどういうふうにかえるかといったことなどが、一つの論点になるのかなと思っております。

すみません、大変駆け足で恐縮でございますけれども、資料の説明といたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいま目次で言いますと、「わかりやすい食品表示のあり方」についてのご説明でした。

それで、内容的には、表示事項の考え方でわかりにくくしている要因とか、それからわかりやすい表示とは何かとか、それから最後は、一気にもう容器包装以外の表示媒体というのにこういうメリット・デメリットがありますよというところまでご説明がありました。

それで、時間があと30分ぐらいしかございませんので、とても今日は、全部議論は尽くせないと思いますが、とりあえずできる範囲でご意見をいただきたいと思っております、特にたとえば最初のページで言うと13ページの今の表示の現状、アンケート調査にもありましたけれども、わかりにくくしている要因、これは13ページ、それから飛んで15ページのわかりやすい表示とは何かという、ここに5点ばかり書いてございますけれども、特にこの辺でご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

順番に、中村委員。

○中村委員 僕は、大事なことは、この表示制度自体をわかりにくくしているのが食品衛生法の施行規則にあったわけで、8月に告示されたものがまさにそうなんです。問題は、規定をしておいて、それにもかかわらずということを第2条以降、今回出ている官報告示の内閣府令の45項でもそうですけれども、第2条以降であれば、前条第2項の規定にかかわらず云々かんぬんと、そういうことが第19条まで書かれていて、要は表示の制度自体をわかりにくくしているわけです。だから、このラベル表示されていることとか、このことがわかりやすい、わかりにくいんじゃないかと、表示制度そのものがわかりにくい制度にしている。

たとえば製造者を書きなさいと言っておきながら、どこかでは、固有記号でいいですよということを後ろのほうで言うわけですね。今回せっかく統一されるのであれば、こういうような法律のつくり方ではなくて、「にもかかわらず」というやり方をやめてもらわないと、消費者はその制度自体がわかりにくいんじゃないかと、こう思っています。制度がわかりにくいんだと。

○池戸座長 消費者が、制度の仕組みそのものがわかりにくいという、そういうことですか、表示そのものではなくて。

○中村委員 結局、一個一個が規定されていて、にもかかわらず云々かんぬんと。たとえば製造者を書きなさいと言っている。しかし、固有記号でいいですよということを後ろで言う。たとえば添加物全部表示しなさいと言うけれども、実際、添加物は全て表示してなくて、僕に言わせてみたら2割かそこらしか表示していないですよ、実際、キャリーオーバーがほとんどで。全部表示だと言うけれども、全部表示していない。遺伝子組換え表示についても云々かんぬんと言うけれども、実際遺伝子組換え技術を使った添加物であれば、たとえば遺伝子組換えの表示をしなくてもいい部分もあるわけじゃないですか。内閣府のこれは健康影響評価の対象外になっているものが随分あるわけですね。

そのように制度そのものがわかりにくいわけなんで、書いてあることがわかりやすい、わかりにくいの前に、制度自身をわかりやすくしないと、これは、無理があると僕は思っていますけれども、これは後ほど個別の中で議論していただいても結構だと思います。

○池戸座長 そうですね。そうしましょう。

はい、どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 13ページのところですが、消費者庁が考えられている、これは消費者意識調査からということで、これも少し混同していると思うのです。いわゆる事業者なり食品事業者がこの製造者とか輸入業者でどうのこうのとか、こんなのは、普通の消費者は、全くこんなことは知らないですよ。要するに、事業者自体がわからないのです。今、中村委員がおっしゃったように、事業者自体が、法律が非常に複雑怪奇で、パズルのような、クイズのようなものになっていて、食品表示についてはいわゆる資格制度みたいなものがあるほどで、そういうことが問題であるからです。ここでは、まず食品表示をわかりにくくし

ている要因としては、消費者にとってわかりにくいという要因と、事業者とか、そういう人にわかりにくい要因、重複はあると思いますけれども、まずその2つがあるのではないかというふうに思います。

○池戸座長 その辺は、多分アンケート調査で統一がとれていないとか、これの要因の中身についてまで個別の消費者に聞いていないものですから、多分わからなくて、多分、事務局のほうでは、この1から3、ここら辺まで一般の消費者は考えてはいないと思います。どうぞ、仲谷委員。

○仲谷委員 今の鬼武委員がおっしゃったように、事業者がわかりにくい話だと思うんですが、3法を統合化していただくだけでも、事業者としては、かなりわかりやすくはなると思うんですが、本来、先ほど中川委員からもありましたけれども、消費者庁が、統合化する、統一化するというこの意味合いというのは、やはり消費者目線で何が必要かということをしちんと把握した上でやっていくというのが非常に重要だと。そういった意味からしますと、わかりにくくしているというんですけれども、何がわかりやすければいいのか。消費者は何が知りたいと思われているのかとか、ここをもう少し洞察していく必要があるんじゃないか。

たとえば原産地あるいは原料の原産地を問われる。それは、もしかしたら、ちょっと言いにくいんですが、ある特定のところは避けたいためにそうおっしゃっているのか、あるいはそのものを買いたいからそうおっしゃっているのか、そういう本来知りたい情報は何かということ洞察して、それを表示に落とし込んでいくという、もう少しやっぱり調査、マーケティングというのが必要じゃないかと思います。

ただ、文字が小さいと、これは、皆さん、やっぱり文字は大きくしてほしいというところはわかると。ただし、今の1番の表示に用いる用語の定義、これは、先ほどもおっしゃったんですけれども、販売者でも製造者でも、この商品に誰が責任持ってくれるんですかということ消費者は知りたいんじゃないかというふうに個人的には思います。そういったことをもう一度やっぱり仔細に調査する必要があるのかなと。

○池戸座長 わかりました。実際なかなか本当は客観的で網羅的な調査のあるほうが本当はいいのですけれども、その辺は可能なんですか。調査というか、資料があればいいんですけれども、なかなかあるように思えないのです。

○増田課長 なかなか客観的な調査が難しいということもあり、こういう場で皆さんに、消費者目線としてまさに何が必要かというのをむしろご意見でいただけたらというふうに思います。

今言ったようなことをこれから考えていきたいと思っておるんですけれども、ちょっと前の議論に戻りますけれども、これまで3つの法律があって、それぞれの歴史的背景で、それぞれこういうことを書けということがずっと積み重なってきて、もちろんJAS法と食品衛生法は共同会議を開いて整合性をとりながら運用されていたんですが、それぞれの法律の視点からの表示事項の追加が今まで長い歴史の中で進んできて、今があるわけです。

そういう中で今の義務的表示事項は決まっているんですけども、今で言うと、たとえば栄養表示を義務化したらどうかという、また表示事項を追加しようという話があって、このような状況の中で新しい法律をつくるというときに、そもそも何が消費者にとって本当に知りたい情報で、その本当に知りたい情報がよく伝わるようにするには、どうしたらいいかというのを考えていくことが必要ではないかと思います。基本的に消費者の知りたい情報が新しい法律の目的であって、その情報がちゃんとわかるようにするためには、どういう表示方法がいいのかということについては、今ある法律の表示を直していった積み重ねがそうなるのか、あるいは、新しい視点からそもそもどういう情報が消費者は本当に知りたいのかを改めて検討すべきなのかを考えてみる必要があると思います。

また、たくさん表示すればみんなわかるのか、たくさん表示したらわからないのかというのも、両方の意見があると思うんです。そういうところも、その新しい法律の基本的な部分として、いっぱい書くほうがいいのか、厳選して書くほうがいいのかという点、それから、表示事項がもっと少なくてもいいけれど、もっと大きい字にしてくれたほうがいいのかという意見もあるので、そういったことも議論していただけたらなと思います。

いずれにしても、何が消費者にとって本当に必要なのか、何が欲しいのかというのは、なかなかこちらでも掴み切れないので、そこはご意見をいただけたらと思います。

○池戸座長 どうぞ、中川委員。

○中川委員 今のは18ページの話だと思うんですけども、今まですでに表示が義務になっているものを減らせという消費者がいるのかというところは、よく考えたほうがいいんじゃないかと思います。わかりにくいから減らせではなくて、わかりにくいから記載の方法を工夫しろと言っているのではないかと、私個人の想像ですけども。たとえば重要な表示部分はPOPで抜き出して二重に書くことを消費者が望んでいるというようにこのデータを理解するんならわかるんですけども、今貼りつけているシールの記載内容を減らせという方向に果たして消費者が向かっているのか。わかりにくいことと、表示の記載を減らすということは、必ずしも同じではないと思うんですね。そこは慎重な判断が必要ではないかと思います。

もう一つは、資料を見ていて、あれっと思ったんですけども、13ページと15ページの対応関係です。表示をわかりにくくしている要因が13ページに整理されており、じゃ今後の表示をどうしましょうかというのが15ページなんですけど、13ページにあって15ページにないと思われるのが、表示の言葉がわかりにくいという指摘です。13ページの下から2番目の丸ですけども、異性化液糖という言葉の意味がわからんと、こういうタイプです。あるいは、原料原産地とかあるんですけども、これは、実例が、後ろのほうに、22ページにインターネットの例がありますけれども、その下のほうの表で、中国等とか日本等と書いてあるこの「等」が何なのかと。

そういった書きぶりがわかりにくい、あるいは書きぶりが誤認を生む、消費者が楽観的な方向で情報の誤った読み取りをする、そういったところにどう対応するかという問題が、

15ページにも入ってこなきゃいけないと思うんですが、どうも入っていないような気がするんですよ。これがかなり重要な問題じゃないかと思うんです。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、市川委員。

○市川委員 私は消費者の立場から食品表示がわかりにくくなっている要因として3つ挙げたいと思います。

1つ目は表示されている目的がわからない。それから、重要なこととそうでないことの区別が読み取れない。そして、3つ目としては表示ルール自体に統一性がないという、その2つ目で申し上げた重要なこととそうでないことの判断のところ、先ほど仲谷委員がおっしゃいましたけれども、その消費者意識がある、強い部分が重要なところなのかというところにあまり偏り過ぎると、それは、消費者にとって本当に適切な判断になるのかなというのは憂慮すべきだと考えております。

それから、食品表示、私たち消費者にとってわかりやすい表示にしていくためにはということで、2点ほど申し上げたいと思います。

先ほどのわかりにくさの具体的な表現になるんですけれども、表示目的を書いて、要は欄をつけて、記載をしてほしいなど。それから、表示目的ごとに優先順位をつける必要があるだろうと思います。面積は限られておりますので、その優先順位の高いものから、あるいは義務表示とか任意表示に分けるのであれば、その義務表示と任意表示を表示目的で線引きするとか、そういうことも必要だろうと思います。私は、義務表示として必要なものは、まず消費者に食品の成り立ちを伝えるもの、それから安全性にかかわるもの、そしてあとは問い合わせとか、そういうところになるのかなと考えているところです。

いずれにしても、その容器包装についている表示については、表示目的をぱっと見てその目的と用途がわかるとか、そういうふうにしていただきたいなと思います。

○池戸座長 すみません、今のご意見の確認ですが、目的は、その表示の容器包装に表示するとしたら、その目的をその容器のところにもセットでつけたほうがいいというようなお考えですか。

○市川委員 セットというか……

○池戸座長 欄という形は。

○市川委員 欄という形で表示をするのであれば、枠をつくって、その中に入れてほしいということです。

○池戸座長 一つの、今一括表示で何かなっていますよね。

○市川委員 ありますよね。そうじゃなくて、欄、枠をつくって……

○池戸座長 1つずつ。

○市川委員 1項目ごとに、そういうふうな形を出していただいたほうがわかりやすいのではないかなと考えております。

○池戸座長 その場合、消費者の方が、その目的、これは何のための表示かというのが、

本当はわからないとまずいということですよ、仰っている意味としては。

○市川委員 そうですね。そのためには、事業者も説明しなくちゃいけないし、行政の方も消費者教育が必要になる。

○池戸座長 なるほど、ルールをね。

○市川委員 はい。

○池戸座長 この欄の見方は、これを目的にしたものですよというのとセットでということですよ、教育みたいなこと、情報提供を含めて。

○市川委員 はい、そうです。

○池戸座長 そういう意味ですね。

どうぞ、上谷委員。

○上谷委員 今、市川委員のおっしゃった部分も確かにそのとおりなのですが、12ページのわかりにくくしている要因のこのグラフの14年度と20年度なんですね。この状況が、全く皆さんが希望していることが、年度が変わっても同じ要求をしています、その改善点が見られないと思います。この中で一番感じますのは、14ページに商品の即席カップめんの例がありますが、一応一括表示で載っているんですけども、消費者がこれを見たときに、どこを見るのだろうと感じます。ポイント数が決まっていますから、多分ぎりぎり8ポイントぐらいで抑えているのだと思うのですが、全てを表示しなくちゃいけないとうたっている中で、別の方法で提供する方法はないのかとか、それから最も資する情報に限定してほしいとか、その様な言葉も出てきているということを見ると、先ほどありましたように、POPとか、それからウェブとか、もしくはその聞きたい業者のお知らせコーナー、そういうところの利用を明確にしながら少しこの辺が整理できるといいのかなと思います。

よく見ると、順番ではありますが、肝心の賞味期限とかの保存方法とかが埋もれているようにして入っているのですね。だから、そこを明確にさせていただくといいのかなと思った次第です。

それから、アレルギー表示については、この14ページを見たところでは、どちらがわかりやすいかということで、幼稚園のお母さんたちに聞きましたら、本当は左がわかりやすいのだけれども、だけどこれだけではないですよ、まだたくさんあるので、結果は関係するものを全部書いてある右が適当なんではないかという皆さんのご意見でしたけれども、見やすいのは左だったのですが、右は、すべてが記載されているという部分からすると、こういう方法しかないのか、18項目入れるとすればこちらかなというような感じを持ちながら、意見を頂戴したところでもございました。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ、山根委員。

○山根委員 消費者のニーズとか意識を知るといのはとても大事だと思うんですけども、ただアンケートや何かの数字をあまり重視し過ぎるといのもどうなのかなというふ

うにも思っています。たとえば17ページなんかで言いますと、アレルギー表示なんかは一番下になっているわけで、あまり見ていないじゃないかと、そういうことになるわけではない、とても大事なものでありますし、調査をする時期とか、たとえば何か事件があるときなんかは、注目される項目が大きく変わってきますので、あまりこれに左右され過ぎるのもどうかというふうに思っていました。

それで、事業者の方々の努力も今までとても大きくて、日本の表示制度というものはとてもよいものになってきていると思います。そうした努力にも報いる形で、よりよい制度にしなきゃいけないというふうに思っています。

消費者としては、多様な選択とか要求に応える、そういった必要があるということ、やっぱり食品の提供者には厳しい管理が求められるということ、それから事故などが起こった場合には、原因究明とか製品回収とか、そういったことが迅速にできるということ、そうしたことも考えて表示の充実をぜひ図っていただきたいと思っています。その辺を確認して法律的に一本化して、さらにわかりやすさとか、そういった工夫は知恵を絞ってみんなで出していきたいというふうに思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 事務局から提示していただいたこれを見せていただいて、まず一番見づらいというところは、もちろん食品にもよるんですけども、原材料名のところだと思っています。他のたとえば保存方法とか賞味期限とか、そういうのは、1行で終わるんですけども、名称も1行で終わるんですが、物によって原材料名のところがものすごく多い、加工が複雑なものは多くなる。そこをさらにわかりにくくしているという部分が括弧の中の表示ということで、たしかどこかのページに括弧の中に複数の意味がある。13ページの一番最後にありますが、原料原産地、遺伝子組換え、品種名、アレルギー表示もその一つですし、そういうものがたくさんあって、事業者によっては、今、あまりの見づらさに、多分問い合わせなんかもあるでしょうから、欄外に出されています。欄外に出されているものに関して、アレルギー表示のQ&Aを見ると、欄外に出していてもきちんと、幾ら欄外に出していても一括表示の中からは省略できませんというふうにありますので、ダブルで出されているわけですね。そういうものに関しては、原材料名のところに、たとえば別項目の、たとえば一つの考え方は、そうやって別の別欄の別枠表示にしているなら、それを認めて原材料名からとるという方法も1つあるかもしれません。

もう一つの方法は、やっぱり一括表示に入れるのであれば、項目を別にしてやると。それに対していろんなまた問題点は出てくると思います。カップめんの袋の部分だけはどうするのかとか、いろんなことはあるかと思うんですけども、原料原産地もそうなんですけれども、遺伝子組換えもある程度外に出せるものは一括表示の中で項目をたてて出す。そして、原材料のところがそうしたら少しすっきりしてくると思います。

そういうところで、中川委員がおっしゃられた、整理するのか減らすのかというお話が

あったときに、まず整理するということを考えてみたら、わかりやすさに一歩近づけるのではないかなというふうに思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、迫委員。

○迫委員 今の森田委員のお話の中で、ちょっとあと1点だけ追加をさせていただければと。全く同意見のところを申し上げようと思っております。

1点だけ追加させていただきたいと思ったのが、原材料名の中の括弧のたとえば14ページの即席カップめんを表示例の中で、油揚げめんの中にその詳細が書き込まれている。この情報まで消費者が求めるものなのかどうか。この括弧の中身というのは、即席めんの品質表示基準の中で定められています。個別の品質表示基準が、JASの関係の中で、個別が50、横断的なものが生鮮と加工食品で3つ3つで、そうすると50品目、別個の基準が本当に必要なのかどうか。包括的な品質表示基準に整理をした上で移行させていく、そうすると、ここの中身の部分がもっと見やすくわかりやすくなっていくのではないかと、思います。そこだけ追加させていただきます。ありがとうございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、どうでしょうかね。はい、どうぞ、中村委員。

○中村委員 1つ議論で僕が疑問に思うことは、事業者が努力したら済む話は、たとえば今のこの14ページのラベルで言えば、事業者が工夫したら多分もう少し工夫できる話だと思うんですね。だから、あたかもたくさんあるから表示が大変だという議論は、議論の仕方として僕はおかしいと思うんですよ。それは、事業者が努力したら、済むことは済むことで、その今日のこの会議の議論から横に置くということが、僕は要ると思うんですよ。それだけ申し上げておきたいと思います。

○池戸座長 今のお話は、努力をするというのは、できるだけ必要な今やって規定されているので、できるだけ表示したほうが良いという、そういう意味ですか。

○中村委員 まさに今、先生が仰ったとおりで、きちっと義務表示として表示すべきことをきっちり議論する。それが大事であって、何かこのラベルを見たら大変だからどうこうというのは、これはおかしくて、大変だったら事業者が、使うものを減らしたらいいかもしれないし、書きぶりも変えたらいいかもしれないし、そこは事業者の努力じゃないですか。そのことを斟酌して、僕らは、議論する必要ないと僕は思うんですよ。だから、義務表示をしっかり議論する、そこが消費者にとって大事じゃないでしょうか。

○池戸座長 多分、今日一番後ろの話もあって、情報提供で必要なものは情報提供しなければいけないと思うのですよね。ただ、それが表示だけにしてしまうと、さっきのように非常に見にくいということで、だからこれはその後の議論になると思うのですけれども、消費者の視点から見たときに、本当に理解しやすいような工夫が何かできないかなというところの話だと思います。

○中村委員 その工夫は事業者がやったらいいと思うんです。制度を決めた中で見やすく

するかどうかというのは、事業者の努力が売り上げともかかわるわけですから、事業者さんがおやりになったらいいじゃないですか。むしろ私たちが必死で議論しなきゃいかんのは、何を義務表示とするかですわ。それで、多過ぎたらとかいう議論は後の話だと思うんですよ。

○池戸座長 具体的に言うと、その努力がどういう工夫でやるかというところのこれから議論だと思いますが、ありがとうございます。

そのほか、どうでしょうか。

はい、どうぞ、森委員。

○森委員 今、中村委員のほうからご意見いただきました。基本にご理解いただきたいのは、この一括表示の部分は、もうこれは義務表示ということですので、この中の中身は、じゃどうするかということをご議論いただくということでございますので、これを現状のままではこれ以上減らすことはできません。いわゆる事業者の努力で何とかできる問題ではない。むしろここでご議論いただければと思っております。

ただし、この資料の中には、その下のほうのアレルギー物質を見やすくした表ですとか、あるいはもうちょっと右下のほうにございますけれども、そういったわかりやすい表示というものは、これは事業者のほうで独自に工夫をしている。できるだけ消費者の方に、この一括表示の中ではわかりにくい、非常に細かくてわかりにくいというご意見等もございますので、わかりやすい、これはあくまでも事業者の工夫であるというふうにご理解いただければと。その上の遺伝子組換えのこの欄外表示といったところも、この辺も事業者の工夫ということで、基本的には一括表示だけで義務的なものは済んでいるということでございますので、その辺はぜひご理解いただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

それで、時間がもう5時を過ぎましたので、次回、先ほどの前半部分のところの議論をもう一回少し整理していただいて、ご意見をいただくということと、それからこのわかりやすいところの表示について引き続きご議論いただくことにしたいと思います。今日のご説明、特に前半はわかったのですが、後半のところ、委員の皆様方から事務局に、何かこういう資料があったらもっとわかりやすいとか、もしそういうのが今の時点でおわかりになれば、出していただけますと、準備もしやすいと思うんですけども、特段何かございますか、補足的に。今のこの資料でとりあえずよろしいですか、話として。

○中村委員 1つだけ、僕たちも、アンケート調査の消費者とか、毎年、学生が来たら、ラベルはどれを見ているかという項目調査しているんですけども、今日これをお出しただいたのは、かなりアクティブな人なんですね。モニターさんとか県政サポーターなので、普通の人、普通の消費者についての調査をやったものがあれば、それはあくまで参考ですけども、出していただけたらと思います。

○池戸座長 それはもしあれば、むしろ逆にここの皆様の委員の中で、そういう定量的、定性的、どっちでもいいのですが、何かそういう参考になるような資料がありましたら、

事務局のほうにご提出いただけるとありがたいと思っています。

それで、次回の日程も決まっているんですが、この後の、この前、最初に1回目でスケジュールの話が出ました。確かにスケジュールが正確に決められればいいのですが、なかなか最初のスタートがこういう感じなので、事務局も一気通貫での具体的なスケジュール内容までは書き切れなかったかと思うのですけれども、今、資料としてご用意していただいていますので、その辺をご説明いただければよろしいですか。

○平山企画官 では、資料2をご覧いただければと思います。

今日は、どうもご議論ありがとうございました。

今後のスケジュール（案）ということでございますけれども、そこに、まず第1回目、これは先日終わっております。第2回目が、今日、食品表示の目的・機能、わかりやすい食品表示の在り方、いろいろご議論いただきました。なかなかまだ今日の議題が終わっておりませんので、第3回以降、今日の議題について引き続きご議論いただくと。こちらといたしましても、資料をよく整理させていただいてご提示できればと思っております。

それで、とりあえず今考えておったのは、以前の検討会でも、とにかく中間論点整理をするということがございましたので、仮ではございますけれども、11月、12月、第3回、第4回、ここはできればその個別の課題の検討に入れればと思っておりました。1回目の資料でもご説明いたしました栄養表示とか特保とか加工食品の原料原産地といった個別課題について、とりあえず今年のうちにご検討いただきまして、年明けに論点整理といった形で、2月の第6回目の検討会以降につきましては、報告書の案の取りまとめに向けて検討するといったことで考えてございましたが、委員の皆様も、ここの進め方につきましても、何かご意見等いただければと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○池戸座長 今のご提案ですけれども、よろしいでしょうかね、そのような感じで。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 中身はよくわかります。

それで、その資料の関係なんですけれども、ぜひお願いしたいのは、消費者庁の皆さん方のところでご努力いただいているのは十分よくわかるんですが、先ほどから、消費者目線という言葉も出ていますとおり、また今回、話しているテーマというのはわかりやすく使える表示でありますから、別に嫌みを言っているわけじゃありませんけれども、作成し、出していただく資料も、やっぱりわかりやすく議論に使える資料をぜひ出していただきたいというふうに思います。それをつくり込んでいくこと自身が、絶対いわゆる食品の表示というようなものが、よりいいものができてくるんだというふうに思いますので、その辺のところについてはぜひご努力いただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます、貴重なご意見。

どうぞ、田崎委員。

○田崎委員 先ほどの繰り返しになるんですけれども、やはりたたき台というのが必要か

などと思います。たくさんメンバーがいらっしやいますけれども、それぞれ考え方とか方向性とかベクトルも違いますので、その辺を消費者庁がこのたたき台で行きたいとして示して頂ければ、議論を深めることができると思います。目的の深層的な部分も含めて、それから後段の具体的な部分も含めてお願いしたいと考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 今日いろいろ課題等出していただいた点については、次回に議論していただければと思いますが、あと一つ追加ですが、今回、法律をつくっていくということで、1回目に大枠のタイムスケジュールが出て、平成24年に法制化してというところまで何か出ていますけれども、今回一元化は大きな法律の改正で、今回のことで、食品表示、特に事業者にとっては非常に大きな課題で、かなり時間的な猶予とか、そういうタイムラインと申しますか、タイムスケジュールというか、法律が施行されてどうなるのかというのもある程度枠組みを示していただいて、この場の検討会の議論はここまでですよとか、そういうふうなところも出していただいたほうがいいのではないのでしょうか。今回、法律を変えて、実際に表示を変えるというのは事業者で、そこに負担も一定あるわけですから、その辺のタイムスケジュールもぜひこの議論とあわせて出していただければというふうに思います。

○池戸座長 それは、事務局のほうはある程度可能ですか。

○増田課長 なかなか決まっていない部分も多いので、難しいところはあるのですが、もちろん予定どおり、次々期の3月、再来年の3月ぐらいに法律が出て、通常国会のうちに、6月に成立したとしても、実際に新しい法律に基づく表示が始まるのは、1年や2年、相当かかると申します。というのは、今までのイメージとしては、義務的表示事項も含めて、ある程度足す事項も引く事項も当然あると思っていました。そうすると事業者にしてみれば、新しい表示に向けた準備も要りますし、もちろん今まで使っていた包材がどうなるんだというような話もあるので、その切りかえの期間には相当の猶予が必要だと思っていたので、そこは、実施されるまでには期間が必要だということは念頭には置いておりました。

ただ、そこはこれからの何を義務として書かせるのかという議論にももしかしたらよるのかもしれませんが、いずれにしても法律ができたなら、急にルールが変わって、猶予期間もないまま事業者に、新しい包材で新しい表示をさせるという考えはないということです。

○鬼武委員 わかりますが、一方では、本検討会に事業者がこれだけ来ていて、これだけ関心あることで、その辺は少しでもクリアにしてもらわないと、協力してもらうのは事業者です。したがって、今回のタイムフレームなりをある程度出していただいて、これでいかということも含めて協議してもらわないと、日本の食品表示制度がよくなるかと私は思っています。今までの表示上の宿題が残ってはいますが、ぜひ作業スケジュールについては、前向きに、大体の案でもいいとも思いますし、ある時点で変わったら変わったときでもいいですし、示していただくほうがいいというふうに思います。是非、ご検討くだ

さい。

○池戸座長 ありがとうございます。

いずれにしても、対応可能という条件つきだと思いますから、この議論の結果としてどこまで負担が増えるのかどうかというところもかなり影響しますよね。ですから、それも含めてご議論いただければありがたいと思っています。

では、ちょっと時間が超過しましたがけれども、次回は、11月28日の月曜日の午後3時から、今度はまた場所が変わりまして、三田の共用会議所の講堂で開催をするということになっております。

今日は、本当に熱心なご意見いただきまして、ありがとうございます。

では、これで終わらせていただきます。

午後5時10分 閉会